

# BBS運動基本原則解説書

日本BBS連盟

## 会 員 綱 領

- 一、BBS会員は、友愛と良識をもって、非行少年のよいともだちとなります。
- 一、BBS会員は、すべての人の信頼と尊敬をうけるよう、自己の反省と練磨に努めます。
- 一、BBS会員は、明るい社会の建設に寄与します。

序

わが国のBBS運動が発足四十周年を迎えた昭和六十三年、われわれは、過去の実績の反省と将来の展望のうえにたつて、本運動を体系化した基本原則を定め、これに基づいて運動を進めることといたしました。

本書は、BBS運動基本原則の中にある精神、内容を解説し、正しい理解を得るとともにその周知徹底をはかる意図のもとに刊行するものであります。

本書によって、基本原則についての理解を深め、これに基づいた運動の飛躍的充実発展をはかられるようお願いいたします。

昭和六十三年十一月

日本BBS連盟

目次

第一章 運動の定義	3
一 運動の目的	3
二 運動の理念	4
三 会員綱領	5
第二章 実践活動	7
一 ともだち活動	7
二 非行防止活動	8
三 研さん活動	9
第三章 運動の組織	10
一 組織の機能	11
二 組織の構成	11
三 組織の性格	12
四 BBS会員	14
付 BBSの歌	

## 第一章 運動の定義

社会奉仕的な運動は、その時代的要請をうけて発生するものであるが、時代が変化することによってその要請は変化し、運動展開の方法も変化するものである。

しかしながら、その運動を支えている精神的基盤は、いつの時代においても変わらないしそれ故に運動は、その時代のみならず次の時代に引継がれていくものである。

第一章では、BBS運動を支えている精神的基盤を、目的、理念、会員綱領にわけとりあげている。

### 一 運動の目的

「BBS運動は、非行少年のいないそして犯罪のない明るい社会の建設に寄与することを目的とする。」

犯罪のない社会は、人間の希求する社会であり、その社会に近づけるための人間の努力は古代より続けられ、そして現代に引継がれ、将来にむかって続けられるものである。非行少

年のいない社会も少年が存在するかぎり、それは理想の社会に近いものであり、その社会の実現は、BBS運動に参加するもの等しく願いとされるものである。

BBS運動は、現に存在している非行少年をなくしようとするにとどまらず、非行少年をださないようにする予防活動も行なうことによって、理想の社会の建設に積極的に貢献することを目的とするものである。

BBS運動という非行少年とは、犯罪をおかした少年、犯罪をおかすおそれのある少年および不良行為のある少年を総称しているものである。

### 二 運動の理念

「BBS運動の理念は、友愛と奉仕の精神であり、青少年という世代を同じくするもの同志の共感である。」

ここでいう運動の理念とは、BBS運動を支え、推進する精神的基盤であり、これは運動の続くかぎり変ることのない基本的なものである。

運動発足の歴史をみても、身近かに非行少年をみた同世代の青年たちが、彼等を真に理解し、その立ち直りを助けることができるといふ確信のもとに実践活動をはじめたものである。

ここでいう友愛の精神とは、兄弟愛、同胞愛から人類愛にまで高められた人間の人間に対

する親愛に根ざす助け合いの精神である。

奉仕の精神とは、人間の社会において欠くことのできない相互繁栄の思想に基づき、人間として社会共同の責任を果そうとする精神である。

共感とは、同世代のものとして共通した認識のうえにたつて、共に悩み、共に考え、そして理解できる相互の精神的交流である。

### 三 会員綱領

会員綱領は、運動の理念、目的に基づいて会員の心構え、誓いを明示したものである。

「一、BBS会員は、友愛と良識をもって、非行少年のよいともだちとなります。」

非行少年のよいともだちになるということは、少年に対する好奇心や一時的な感傷からともだちという人間関係にはいることではなく、少年に対する心からの友愛と奉仕の精神からでたとともだち関係を、非行少年との間に進んでもつようにすることである。

非行少年とのともだち関係においては、健全な社会人としての教養と判断のもとに行動するものでなければならぬ。

「一、BBS会員は、すべての人の信頼と尊敬をうけるよう、自己の反省と練磨に努めます。」

BBS会員は、青年として自らを省み、自己研さんに励むことによって、すべての人々に信頼され尊敬されるような人格識見をもつ人となることに努めようとするものである。

「一、BBS会員は、明るい社会の建設に寄与します。」

明るい社会の建設は、すべての人がそれぞれの立場にたつて、その実現を願っているものであるが、BBS会員は、この運動をとおして非行少年のいないそして犯罪のない明るい社会の建設を願い、実践活動によって積極的にこれに貢献しようとするものである。

## 第二章 実践活動

「実践活動は、BBS運動の目的を達成するための手段である。」

従来、BBS運動の目的と実践活動が混同されていたが、運動の目的と目的を達成するための方法との区別を明確にし、非行少年ともだちになる活動や非行防止の活動等は、運動の目的である「非行少年のいないそして犯罪のない明るい社会の建設に寄与する」ための一つの方法であることを明らかにしたものである。

第二章は、BBS運動における実践活動の種類とその内容等について定めたものである。

### 一 ともだち活動

「1 BBS運動を特色づける最も重要な実践活動である。」

BBS運動が他の運動と異なる最も大きな特色は、ともだち活動を行なうことである。

BBS運動を推進するには各種の方法（実践活動）があるが、その中でともだち活動は最も重要な活動であり、これをおろそかにして他の活動に専念することは、運動の特色を失わせるものである。

「2 非行少年ともだちになる活動である。」

BBS運動でいう「ともだち活動」とは、非行少年でない一般少年や会員相互等に自然に成立する友人関係とは異なり、会員が非行少年との間に意識的に成立させる特殊な友人関係の過程における活動である。

しかし、必ずしもケースワーク、カウンセリング等の専門的な高度の知識、技能を必要とするものではなく、非行少年とよい人間関係をつくることによって、少年が自ら非行性をなくし、健全な少年になるのを少しでも助けようとする活動である。

「3 関係機関に協力して行なう活動である。」

非行少年を取り扱う機関は多数あり、これらの機関はそれぞれの権限によって指導方針をたて、これに基づいて活動している。ともだち活動の対象は非行少年であるから、会員は各機関の活動に協力する形で活動を行なうこととなるのである。

従って、ともだち活動を行なうにあたっては、その非行少年を取り扱う機関の方針に従って活動しなければならない。

「4 ワンマン、ワンボーイの方法を原則とする。ただし、他の方法も導入して行なう。」  
ともだち活動は、一人の少年に一人の会員がともだちとなって個別的に活動するのが原則であり、基本の形である。しかし、ともだち活動の効果をあげる等のため、この基本の形を発展させ応用して、数人の会員が一人の少年と、一人の会員が複数の少年と、数人の会員が数人の少年と活動する等集団による活動の方法も実施するものである。

## 二 非行防止活動

「1 少年保護の思想を啓発普及し、青少年をめぐる社会環境を浄化する運動である。」

BBS運動における非行防止の活動は、地域社会の人々の理解を得るようにつとめ、社会環境を浄化する活動である。BBS運動の目的からして、ともだち活動の効果をあげるための活動にとどまらず、非行少年の発生を予防するための地域社会環境浄化の活動もまた積極的にすすめるべきである。

「2 関係機関、団体に協力して行なう活動と自ら行なう活動がある。」

非行防止活動は、各種機関、団体も実施しているものであるので、BBS運動としては、これに協力して実施し、またこれと共同して実施し、あるいは独自の企画により単独で実施

するものである。

### 三 研さん活動

ともだち活動および非行防止活動と並んでBBS運動の目的を達成するための手段の一つとして研さん活動を意義づけたものである。

また、青年は次代をになう立場にあり、無限の成長力をもつものであるから、この活動は、青年団体の活動として大きな意義があり、組級団体としてその効果をあげるために、継続的かつ体系的に実施する必要がある。

「1 各種の活動を行なううえに必要な知識、技術の研さんを行なう。」  
各種の活動とは、ともだち活動、非行防止活動等を指すものであり、研さんとは、目的的で計画的な学習を組織的に行なうことを意味するものである。

「2 組織運営に必要な知識、技術の研さんを行なう。」  
BBS運動は組織的な運動であり、BBS運動団体は組織体である。組織の運営は、運動の盛衰を左右する重要な意義をもち、ある程度専門的な知識、技術を必要とするものである。この研さんは、運動の目的を達成するための直接的な手段ではないが、運動を推進するために欠くことのできないものである。

「3 社会の一員としての人格形成につとめる。」

BBS運動に参加した青年として、自らの家庭生活、社会生活およびBBS運動における実践活動の場において、身をもって運動目的の達成に寄与し得るよう、まず自己の人格向上につとめなければならない。

## 第三章 運動の組織

「組織は、運動の普遍性を保ち、恒久的な基盤を確立し、運動を推進する機能である。」  
従来、BBS運動における組織がいかなる役割を有し、それが運動発展といかに結びつくか示されていなかったため、一方において団体の自主性を主張しながら、他方では組織の必要性や指導者の存在意義を認めない考えも出るなどの矛盾を生じ、運動発展の障害ともなっていたのである。

第三章では、運動体系の中で組織が果たすべき役割を明らかにし、運動組織は、運動の基本をなす普遍的なものを個々の会員の判断によって左右されることのないようこれを守り、この運動を社会体制の中に恒久的に確立して推進していくべきものであることを明示したものである。

## 一 組織の機能

「組織には実践活動の推進、団体の維持強化の機能があって、上部組織、下部組織によりその役割に差異がある。」

ここでは、運動組織自体が内部に有する機能として、実践活動を推進し、BBS団体の維持強化（会員の欲求充足をはかる機能も含む）をはかる機能があることを明らかにしたものである。従って組織づくりにあたっては、この機能が十分に発揮できるように対処しなければならないのである。

上部組織、下部組織によりその役割に差異があるということは、BBS団体に上部組織、下部組織があること、上部、下部の組織にはそれぞれ異なった役割のあることを示したものであり、具体的には地区BBS会からみれば都府県、地方連盟および日本連盟は上部組織であり、地方連盟からみれば日本連盟は上部組織であり、都府県連盟および地区BBS会は下部組織である。

組織の役割は、それぞれの団件規約に定めるものであるが、原則的には、地区BBS会は実践機関として、その他の組織は、凄絶、統制の機関としての役割をもつものである。

## 二 組織の構成

「1 地域および職域等を単位に地区BBS会をおく。」

2 都府県（北海道については札幌、函館、旭川、釧路の四区分をそれぞれ県とみなす）の区域を単位に都府県BBS連盟をおく。

3 全国を八地方に区分した区域を単位に地方BBS連盟をおく。

4 全国を統一した組織として日本BBS連盟をおく。」

地区BBS会については、地域の単位および職域等の単位としているが、地域を単位とする場合、市区町村の区域を単位とすることにかぎるものではなく、その他の区域を単位とすることもできる。

また、職域等を単位とする場合の職域等とは、同一職場内あるいは大学内等を指しているが、こういうところに組織化の問題が生じた場合には、地域単位の組織との間に問題が起らないように、独立した単位とするか、地域単位の組織の分会とするか、個々の会員を地域単位の組織に入れるか等について都府県連盟が十分検討し、最も適当な方法を選ぶものとする。

## 三 組織の性格

「1 組織運営については、更生保護機関の指導育成をつける。」

BBS運動の目的および運動四十年の実績ならびに運動を推進するための政策論的立場にたって考えるならば、刑事政策の一環として運動を展開することが最も妥当である。また、実践活動の多様性は当然なことであるとしても、団体運営の多様性は、組織団体として第三

者に与える影響も好ましいものではなく、さらに、内部の不統一を招く要因となる。以上の二点から、組織運営に関する指導育成は、更生保護機関からうけることを明らかにしたものであるが、このことによって、更生保護機関以外から資金援助がうけられないとか、更生保護機関以外に対しては協力活動をしないということではない。

組織の性格は、その組織の主体性の問題であり、BBS団体の性格はBBS組織の意思により確立すべきものである。

なお、更生保護機関の指導育成をうけるために他の機関団体から資金援助等が十分得られないなどの事情がある場合は、相手の理解を得ることに努めることによって道を開くべきである。資金援助と組織運営の指導育成とは、本来的に次元の異なるものであり、資金援助は実践活動に対してなされるものである。

## 「2 関係機関、団体への協力は、すべて組織として協力する。」

ここでいう関係、機関、団体は、更生保護機関、団体のみを指すものではなく、各種の機関、団体を指し、協力とは、実践活動をもって協力することを意味するのである。

組織として協力するとは、関係機関、団体等から個別に協力を依頼された場合であっても、その会員は、組織の一員の協力であるということとを十分自覚して協力することが必要である。組織として協力する場合、具体的な協力者、協力場所、協力方法は、協力依頼機関団体と

協議のうえ単位組織が個々に決定すべきものである。

## 四 BBS会員

### 「1 会員は、本運動の趣旨に賛同し入会を認められたものである。」

BBS運動でいう実践活動と同様の活動は、BBS会員以外の者でも行なうことができるが、組織的な運動としてのBBS運動を推進し、BBS運動組織を構成するものは、BBS会員として認められた者であることを示し、組織的な運動の一員としての身分を定めたものである。

### 「2 会員は、いずれかの組織に所属しなければならぬ。」

BBS運動は、実践活動をもって展開するものであるから、地域に根ざした活動を行なうべきである。このことから会員の所属組織を考えると、会員は原則として地区BBS会に所属すべきである。

しかし、会員は地区BBS会に所属することに限定すると、組織の運営等に従事するものは、二以上の多くの組織において重ねて役割を分担することとなり、時間的にも能力的にもボランティアの限界を越えた負担をおうこととなるので、この問題を解決するため、会員の所属組織を地区BBS会に限定することなくいずれかの組織に所属することによって、その身分を保有することとしたものである。

## BBSの歌

(1)

緑萌えしく 野に立てば  
足並み軽く リズムにのって  
希望の歌を 青空高く  
とどかせましょう 子等の声  
必ずくるくる明るい社会  
さあ手をつなごう つなごうBBS

(2)

あの街角や この道に  
今日も晴れた 朝がくる  
めぐみ知らない 人々の  
心にとぼそう 愛の灯を  
(以下くり返し)

(3)

淋しい弟 妹よ  
きっとのはそう 君達の  
生命のめばえ すこやかに  
誓う心に 血が通う  
(以下くり返し)

日本BBS 連盟事務局  
151 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9  
更生保護会館内  
電話 356-7838

ただし、都府県連盟以上の組織に所属する場合は、そのことがふさわしいか否か、それらの組織が十分検討して定めるべきである。

「3 会員の実践活動は、組織の一員として行なうものである。」

会員の実践活動に対しては、組織自体も責任があることを明らかにし、会員に対しては、組織の一員の活動であるという自覚のもとに行動することを定めたものであり、会員は常に組織への所属意識をもち、所属組織に対する義務を怠ってはならない。

さらに重要なことは、BBS会員である以上は、たとえ個人的な立場で行なった社会的行為であっても、それが社会的に問題視される行為である場合は、一個人としての問題にとどまらず、当然会員としての道義的責任を問われるばかりでなく、BBS運動自体にも大きな影響を与えることになるのである。

このよう立場を考えるとき、BBS会員は、単に実践活動にあたる場合の心得のみならず、日常の社会生活にあっても、組織の一員としての自覚を忘れず、また会員としてふさわしい人格形成をめざして自己研さんに努めなければならない。

なお、この項に関連して会員の身分、資格、年令、登録、認証、指導者等の問題があるが、これはBBS会員規則等によって定めることが適当と思われる。